

低未利用土地等確認申請に必要な書類一覧

	提出する書類	確認事項等
1	別記様式①-1（低未利用土地等確認申請書）	・記載漏れ等の不備が無いことを確認
2	売買契約書の写し ＊売買契約書で譲渡日が確認できない場合は残代金領収証等確認できる書類も添付してください。	・譲渡日を確認
3	以下A～Cのいずれかの書類（※）	・低未利用土地等であることを確認
	A 宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した 広告	＊宅地建物取引業者が作成した広告やそのホームページを印刷したもので構いません。
	B 電気、水道又はガスの 使用中止日が確認できる書類 ＊閉栓証明書、支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日が分かるもの）等	・電気・水道・ガスの使用中止日が 売買契約よりも1ヶ月上前 であること。
	C その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類（別記様式①-2等） ＊A、Bの書類を用意できない場合は、事前にご相談ください。	・要件を満たしていることを確認
4	以下のうちのいずれかの書類	・譲渡後の利用についての確認
	別記様式②-1 ：宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合	
	別記様式②-2 ：宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合	
	別記様式③ ：別記様式②-1及び②-2を提出できない場合で、宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合	
5	申請のあった土地等に係る 登記事項証明書（原本）	・譲渡のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の 所有期間が5年を超える こと。
6	（代理申請の場合）委任状	・代理人の本人確認

※大和市では空き地・空き家バンクを利用していないため、登録が確認できる書類は含まれていません。

注1）別記様式①-1以外の書類は返却いたしません。申請者として控えが必要な場合はあらかじめコピーをしておいてください。

注2）確認書の受け取りについて郵送を希望する場合は、返送用封筒（送付先を記載し、郵送料分の切手を貼り付けたもの）を申請時にご用意ください。

〔問い合わせ先〕 大和市 建築指導課 建築安全係 電話 046-260-5427（受付時間 8:30～12:00/13:00～17:15）
 〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号（市役所本庁舎4階）